

1. 件名：「東通原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（91）」

2. 日時：令和5年10月31日（火） 13時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、

佐藤主任安全審査官、藤川安全審査官

東北電力株式会社 土木建築部 部部長 他10名

5. 要旨

(1) 東北電力（株）から、主に第1057回審査会合（令和4年7月1日開催）におけるコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下について事実確認を行い、資料を適正化するよう求めた。

- ・ 前回までに提示した検討用地震と3.16地震の発生を踏まえ今回提示した検討用地震を比較し、今回SMGAを2つ配置した考え方等が分かるよう説明すること。
- ・ 今回提示した検討用地震において不確かさケースの短周期レベルを強震動予測レシピの1.0倍としていることについて、これまでの審査の経緯等から地震規模の不確かさ(M7.4→M7.5)や女川の審査の際の考え方と東通の相違点が分かるよう説明すること。
- ・ 3.16地震に関する各知見について、東通サイトの地震動評価にどのように影響するか、結論が曖昧であることから論理構成と結論を明確に説明すること。
- ・ 女川原子力発電所における3.16地震の再現解析において、周期約0.5秒の片方向が卓越することの検討について、東通サイトの地震動評価における考え方を説明すること。

(3) 東北電力（株）から、了解した旨の回答があった。また、提出資料に基づき、相互で今後の審査スケジュールの確認を行った。

6. 提出資料

- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち海洋プレート内地震の地

震動評価について（コメント回答）

- ・ 東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち海洋プレート内地震の地震動評価について（コメント回答）（補足説明資料）
- ・ 東通原子力発電所 1号炉コメントリスト（地震・津波関係）
- ・ 東通原子力発電所 基準地震動、基準津波、火山の検討状況及び今後の工程について